令和３年度版

大津市立瀬田南小学校

気象警報発表時ならびに災害発生時の対応について

本校では、「大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」に基づき、下記のように措置を執ります。よろしくお願いいたします。

記

１　気象

（１）次の場合は、**臨時休業**とします。原則として学校からのメール配信は行いません。

> **午前７時**の時点で**県内に暴風を含む警報**が発表されている場合、
>
> **午前７時**の時点で**大津市南部に特別警報**が発表されている場合

（２）午前７時を基準とする前後の時間帯に、以下の状況が瀬田南学区地域に発生している場合は、臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う場合があります。

〇登校後にも暴風を含む警報又は特別警報の発表が見込める場合
〇大雨警報、洪水警報、大雪警報などが発表されている場合
〇土砂災害警戒情報が発表されている場合
〇避難情報が発表され、本校が避難所となっている場合
⇒学校からメール配信をします。配信の内容に従ってください。

２　地震

次の場合は、**臨時休業**とします。ただし、実情に合わせながら登校を判断する場合があります。その場合は学校からメール配信をしますので、配信の内容に従ってください。

> **大津市で震度５弱以上**を観測した場合　（前日午後３時～当日午前７時までの間）

３　武力攻撃事態等

次の場合は、**臨時休業**とします。ただし、実情に合わせながら登校を判断する場合があります。その場合は学校からメール配信をしますので、配信の内容に従ってください。

> **大津市民に対して武力攻撃事態等による警報**の伝達があった場合
> （前日午後３時～当日午前７時までの間）

課業中における非常変災・危機等発生時には、時刻を繰り上げて（繰り下げて）下校を実施したり、保護者の方に引き渡しを依頼したりする場合があります。状況に応じて判断しますので、学校からの配信メールに従ってください。メールアドレス等に変更が生じた場合は、必ず学校にお知らせください。